

答申の概要

諮問第 139 号 銃砲刀剣類登録原票の非開示決定に対する異議申立て

件名	銃砲刀剣類登録原票の非開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	銃砲刀剣類登録原票
非開示理由	条例第 7 条第 2 号（個人情報）
実施機関	教育委員会（文化課）
諮問期日	平成 17 年 1 月 20 日
主な論点	特定の個人を指名した開示請求について、存否応答拒否に該当するか。

審査会の結論

特定の個人に係る公文書が存在することを前提に、静岡県教育委員会が非開示とした決定は、存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきものであったが、結論において妥当である。

審査会の判断

1 本件公文書の内容

本件公文書は、銃砲刀剣類登録規則第 6 条に基づき、実施機関が作成した特定の個人に係る銃砲刀剣類登録原票である。実施機関は、銃砲刀剣類所持等取締法第 14 条において、美術品として価値のある刀剣類を鑑定の上、これを登録するものとされている。当該公文書には、登録された刀剣類に関する情報、登録申請者に関する情報、所有者変更に関する情報が記載されている。

2 本件公文書の非開示決定について

実施機関は、本件公文書は、特定の個人が所有していた刀剣類に係る銃砲刀剣類登録原票であり、特定の個人がどのような刀剣類を所有していたかに関する情報及び変更後の所有者に関する情報については、条例第 7 条第 2 号「個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの」に該当するため非開示とした旨主張する。

しかし、本件公文書を作成することとなった要因である特定の個人が刀剣類の登録を申請した事実の有無、すなわち、特定の個人が美術品的価値のある刀剣類を所有していた事実の有無自体が条例第 7 条第 2 号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。

当該事実の有無は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、条例第 7 条第 2 号ただし書アには該当しない。

さらに、異議申立人の財産を保護するために、当該情報を何人に対しても等しく開示すべきものとは認め難いことから、条例第 7 条ただし書イにも該当しない。

公務員等の職務遂行情報について規定する条例第 7 条ただし書ウに該当しないことは明らかである。

したがって、当該事実の有無は、条例第 7 条第 2 号の非開示情報に該当し、本件公文書の存否を答えるだけで、特定の個人が美術品的価値のある刀剣類を所有していた事実の有無という非開示情報を開示することとなるため、条例第 10 条の規定により、存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

しかしながら、本件処分においては、本件公文書が存在することを前提に、条例第7条第2号に該当するとの理由で非開示としており、本件公文書の存在を明らかにしたことで、特定の個人が美術的価値のある刀剣類を所有していた事実の有無という非開示情報を既に開示した状態となっている。

このような場合においては、改めて原処分を取り消して条例第10条を適用する意味はなく、本件非開示決定は、結論において妥当であると考えられる。

3 第三者に対する意見照会について

異議申立人は、本件公文書には第三者に関する情報が記録されているが、条例第7条第2号ただし書イに該当することを参酌すれば、条例第15条第2項第1号により、実施機関は当該第三者に対し意見書を提出する機会を与えなければならないと主張する。

しかし、条例第15条第2項第1号は、「第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号ただし書イに該当すると認められるときは、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。」と規定しており、第三者に関する情報を開示しようとする場合を前提にしている。(2)で述べたように、本件公文書はその存否を明らかにすべきものではないのであるから、第三者に関する情報を開示することは起こりえない。

したがって、同号には該当せず、第三者に対して意見照会をする必要性は認められない。

4 本人又は家族による開示請求について

異議申立人は、特定の個人は実父（故人）であり、刀剣類を自分が受け継いだものであるから、その行方を知るのは当然である、と主張する。

条例の定めた情報公開制度は、何人に対しても、理由や目的を問わず開示請求を認める制度であることから、開示・非開示の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮されないものである。つまり、情報公開制度は誰に対しても同じ情報を公開する制度であるから、本人又は家族が請求した場合のみ開示するということはできない。このことは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報については、条例第7条第2号ただし書アからウまでに該当するものを除き、これを非開示とするのみで、本人又は家族からの開示請求があった場合について特段の規定を設けていないことから明らかである。

したがって、本人又は家族からの開示請求であっても、条例第7条第2号に該当すれば非開示とするものである。